

○森林環境整備基金条例

平成三十一年三月二十二日

宮城県条例第二十七号

森林環境整備基金条例をここに公布する。

森林環境整備基金条例

(設置)

第一条 森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。